

(第30回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 30 期 報 告 書

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

タクトホーム株式会社

事業報告

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかな景気回復が見られたものの、欧州債務危機問題の長期化や中国をはじめとする新興国経済の減速等の影響により依然として先行き不透明な状態で推移しました。一方、昨年末に誕生した安倍新政権の経済政策「アベノミクス」への期待と効果から円安及び株価上昇が進み、景気回復の兆しが窺われました。

当不動産業界におきましては、住宅ローン金利の低位推移や住宅ローン減税の継続等政府の住宅取得支援政策の後押しもあり、新設住宅着工戸数が増加する等全体的に底堅く推移してきました。

このような状況下において、当社グループは引き続き、顧客ニーズに対応した良質で低価格な戸建分譲住宅を提供してまいりました。

当社グループの主力である戸建分譲事業におきましては、東日本大震災の復興需要に応えるべく前連結会計年度に続き、平成24年12月に東北エリアで3店舗目となる郡山営業所(福島県郡山市)を開設いたしました。

一方、同事業の重点施策である「採算性と効率性を追求した営業戦略」を推進いたしましたでしたが、同業他社との競争激化等により採算性が悪化しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、87,388百万円(前連結会計年度比13.7%増)となりました。営業利益は7,336百万円(同10.1%減)、経常利益は7,226百万円(同9.4%減)、当期純利益は4,573百万円(同0.3%減)となりました。

○セグメント別売上高

セグメントの名称	第30期 (平成24年6月1日から 平成25年5月31日まで)		
	件 数	金 額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
1. 戸建分譲			
(1) 建売分譲	2,958	81,809	20.2
(2) 宅地分譲	154	4,584	△42.7
(3) 請負工事	45	502	20.6
小 計	3,157	86,897	13.6
2. マンション分譲	—	—	—
3. その他			
(1) 賃貸	—	0	△98.9
(2) その他	—	490	26.1
小 計	—	490	26.1
合 計	3,157	87,388	13.7

(注) 1. 件数欄については、建売分譲及び請負工事は棟数を、宅地分譲は区画数を表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

○戸建分譲事業（建売分譲及び宅地分譲）の地域別販売実績は、次のとおりであります。

地 域	件 数	金 額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
東京都	699	24,850	17.2
埼玉県	926	23,525	0.5
神奈川県	485	14,392	3.4
千葉県	605	13,478	17.1
愛知県	159	4,148	56.9
宮城県	162	4,252	60.4
大阪府	46	1,012	180.1
京都府	12	285	△4.2
兵庫県	14	362	613.8
福島県	4	86	—
合計	3,112	86,394	13.6

- (注) 1. 件数欄については、建売分譲及び宅地分譲の棟数及び区画数を表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、多摩営業所建設172百万円及び藤沢営業所建設160百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、商品土地の仕入資金であり、金融機関からの借入により調達しております。運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の当座貸越極度額は23,200百万円であり、借入実行残高は814百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (平成22年5月期)	第28期 (平成23年5月期)	第29期 (平成24年5月期)	第30期 (当連結会計年度) (平成25年5月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	76,871	87,388
経 常 利 益 (百万円)	—	—	7,980	7,226
当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	4,587	4,573
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	19,623.52	19,723.20
総 資 産 (百万円)	—	—	42,245	39,471
純 資 産 (百万円)	—	—	23,985	27,689
1株当たり純資産額 (円)	—	—	103,434.20	119,405.60

- (注) 1. 当社では、第29期より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、
1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (平成22年5月期)	第28期 (平成23年5月期)	第29期 (平成24年5月期)	第30期 (当事業年度) (平成25年5月期)
売 上 高 (百万円)	46,784	61,754	76,786	87,227
経 常 利 益 (百万円)	5,338	8,439	7,907	7,173
当 期 純 利 益 (百万円)	3,135	4,839	4,551	4,546
1株当たり当期純利益 (円)	13,438.79	20,245.47	19,472.29	19,605.93
総 資 産 (百万円)	28,834	39,016	42,182	39,408
純 資 産 (百万円)	16,962	20,669	23,970	27,646
1株当たり純資産額 (円)	70,558.79	87,325.95	103,369.34	119,223.47

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、1株
当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ソリド・ワン	50百万円	100.00%	解体・造成業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後とも、戸建住宅を柱とした不動産分譲事業によりしっかりとした利益体質を維持し、かつ、様々な顧客ニーズに対応するため、次の課題に取り組んでまいります。

① エリア・店舗戦略

潜在的需要が見込める首都圏エリアを中心とした店舗展開を行うとともに、地元不動産業者と十分な連携が保てるよう地域密着型の店舗運営を推進してまいります。また、地方都市部においては、需要動向に対応した店舗展開を行い、全国展開を視野に入れたエリア戦略を検討してまいります。

② 分譲事業の拡充

当社は、設立以来ほぼ100%近く戸建分譲事業に資源を投入し、相応の業績を上げることができました。平成25年5月期においては、当面の目標である年間販売棟数3,000棟(宅地分譲を含む)をクリアし、業容拡大を図っております。今後においては、戸建分譲事業のみならずマンション分譲事業にも経営資源を投入し、多様な顧客ニーズに応える事業展開を推進してまいります。

③ 人材育成

当社グループの事業を遂行する上では相応のスキルが要求されます。定期的な研修の実施等によりグループ社員各自のレベルアップを図るとともに、コンプライアンスの徹底も図ってまいります。また、事業規模に見合った適正な人員配置、即戦力及び新卒者の積極的な採用等経営資源の有効かつ効率的な活用を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年5月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社ソリド・ワン、非連結子会社であるティーア라운드株式会社並びに関連会社である住宅新興事業協同組合により構成されております。また、当社グループは、戸建分譲事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 戸建分譲事業

当社は、首都圏を中心に建売分譲、宅地分譲及び請負工事を行っております。

連結子会社である株式会社ソリド・ワンにおいては、主として当社の戸建分譲事業に係る解体工事及び造成工事を行っております。

非連結子会社であるティーア라운드株式会社においては、当社商品に付帯するオプション工事の受注を行っております。

② その他事業

当社は、営業所ビルの一部を第三者に賃貸する等不動産賃貸業を行っております。また、損害保険代理店業務も行っております。

(6) 主要な営業所（平成25年5月31日現在）

タクトホーム株式会社	本 社	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号	
	支 社	愛知県 名古屋	
	支 社	宮城県 仙台	
	支 店	埼玉県 浦和	
	営業所	宮城県	仙台泉
		福島県	郡山
		埼玉県	大宮、所沢、川口、蕨、ふじみ野、越谷
		千葉県	松戸、市川、柏、西船橋、鎌ヶ谷
		東京都	竹ノ塚、成増、調布、亀有、多摩、船堀、下井草、立川
		神奈川県	横浜、藤沢、鶴見、町田、つきみ野
		愛知県	鳴海
	大阪府	大阪	
株式会社ソリド・ワン (連結子会社)	本 社	東京都西東京市東伏見三丁目8番13号	

(注) 当連結会計年度中に新設した営業所は、郡山営業所であります。

また、仙台南営業所が仙台支社に名称変更となり、大府営業所が移転し鳴海営業所となっております。

(7) 使用人の状況（平成25年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
戸建分譲事業	399名	25名増
全社（共通）	24	—
合計	423	25名増

- (注) 1. 当連結会計年度より事業区分毎の状況を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数は就業人員数であり、企業集団から社外への出向者を除き、社外から企業集団への派遣社員等を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
399名	23名増	35.5歳	5.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への派遣社員等を含んでおります。
2. 業容拡大に対応するため、生産管理部及び営業推進部を中心に使用人数が増加しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年5月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	百万円 913
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	161
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	120
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	114
株 式 会 社 り そ な 銀 行	112
株 式 会 社 横 浜 銀 行	100
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	100
株 式 会 社 千 葉 銀 行	60
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	33

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年6月27日開催の取締役会で、平成25年11月1日に一建設株式会社、株式会社飯田産業、株式会社東栄住宅、株式会社アーネストロン及びアイディホーム株式会社と共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議しました。

なお、この共同持株会社設立に関して、平成25年8月23日開催予定の当社第30期定時株主総会において、株式移転計画に関する議案を付議する予定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年5月31日現在）

- | | |
|------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 432,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 240,400株 |
| ③ 株主数 | 4,352名 |
| ④ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 商 事 株 式 会 社	61,500 株	26.52 %
飯 田 和 美	30,800	13.28
有 限 会 社 一 商 事	16,800	7.24
有 限 会 社 K . フ ォ レ ス ト	9,500	4.09
山 本 重 穂	7,200	3.10
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	6,642	2.86
株 式 会 社 飯 田 産 業	5,151	2.22
森 和 彦	5,000	2.15
ビービーエイチフィデリティビューリタンフィデリティ シリーズイントリンシツクオポチュニティズファンド	5,000	2.15
田 中 敏 子	4,200	1.81

- (注) 1. 当社は自己株式を8,508株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(8,508株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 本 重 穂	住 宅 新 興 事 業 協 同 組 合 専 務 理 事 株 式 会 社 ソ リ ド ・ ワ ン 代 表 取 締 役 会 長 テ ィ ー ア ラ ウ ン ド 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長
取 締 役 副 社 長	中 辻 満 壽 雄	管 理 本 部 長 （ 兼 ） 経 営 管 理 部 長 株 式 会 社 ソ リ ド ・ ワ ン 監 査 役
専 務 取 締 役	小 寺 一 裕	営 業 本 部 長 （ 兼 ） 営 業 企 画 部 長 （ 兼 ） 営 業 推 進 部 長
常 務 取 締 役	守 敏 男	生 産 本 部 長 （ 兼 ） 生 産 管 理 部 長
取 締 役	江 波 戸 健	事 業 推 進 本 部 長 （ 兼 ） 事 業 推 進 部 長 テ ィ ー ア ラ ウ ン ド 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
常 勤 監 査 役	土 谷 茂	—
監 査 役	栗 本 牧 哉	栗 本 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 公 認 会 計 士
監 査 役	小 山 鉄 也	小 山 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 公 認 会 計 士

- (注) 1. 常勤監査役 土谷茂、監査役 栗本牧哉、監査役 小山鉄也の各氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 栗本牧哉氏及び監査役 小山鉄也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、常勤監査役 土谷茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百 万 円)
取 締 役	5	247
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (3)	9 (9)
合 計	8	256

- (注) 1. 平成14年8月27日開催の第19期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額25百万円（取締役5名に対し25百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29百万円（取締役5名に対し29百万円、監査役1名に対し0百万円（うち社外監査役1名に対し0百万円））。
3. 報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 する 法 人 等	兼 職 の 内 容
監 査 役	栗 本 牧 哉	栗 本 公 認 会 計 士 事 務 所	代 表
監 査 役	小 山 鉄 也	小 山 公 認 会 計 士 事 務 所	代 表

(注) 当社と栗本公認会計士事務所、小山公認会計士事務所との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 (15 回 開 催)		監 査 役 会 (13 回 開 催)	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
常勤監査役 土 谷 茂	14	93.3%	13	100.0%
監 査 役 栗 本 牧 哉	13	86.7	13	100.0
監 査 役 小 山 鉄 也	13	86.7	13	100.0

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役 土谷 茂氏は、取締役会及び監査役会において、その経験や人格・見識から事業内容や議案について質問・発言されております。

監査役 栗本 牧哉氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門の見地から質問・発言を行っております。

監査役 小山 鉄也氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門の見地から質問・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社是並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス委員会及びコンプライアンス責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに是正措置及び再発防止措置を講ずる。
- ④ 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」に基づく使用人等からの通報等の窓口を経営管理部内に設置し、これにより組織的・個人的な法令違反行為・不当行為・不正行為等の早期発見と是正に努める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営管理部担当取締役を職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、同規程に基づき整理・保存する。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ④ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じ適宜見直し改善を図るものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、役員及び使用人のリスク管理に対する意識の向上を図るとともに、効果的なリスクの把握とそのコントロールに努める。
- ② 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する取組みの企画・立案・調整及び推進を目的としてリスク管理委員会及びリスク管理責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ 経営管理部担当取締役は、各部門担当取締役とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理し、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状態を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会が定める「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、所管する各部門の業務を執行する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗状況を定期的に取締役会で報告させる。
- ③ 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- ④ 経営管理部担当取締役を統括責任者とし、各部門の施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、その子会社から経営上の重要事項、業務の執行状況及び財務情報等の報告を適時、適切に受ける体制を整備するとともに、企業集団における業務の適正を確保する。
- ② 当社は、経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要と判断された場合には、当社グループ会社に関する事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については、当社の取締役会及び監査役に報告することとしております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、全体会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令及び「監査役会規程」並びに「監査役業務規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び全体会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ③ 「監査役会規程」及び「監査役業務規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

9 反社会的勢力排除に向けた体制及び整備

当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。」旨を基本方針とする。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,879	流 動 負 債	10,208
現金及び預金	8,999	営業未払金	5,613
完成工事未収入金	53	短期借入金	1,068
販売用不動産	4,719	1年内返済予定の長期借入金	195
仕掛販売用不動産	16,729	未払金	264
未成工事支出金	1,559	未払費用	174
前渡金	376	未払法人税等	2,019
前払費用	32	前受金	192
繰延税金資産	306	賞与引当金	337
その他	103	役員賞与引当金	31
固 定 資 産	6,591	その他	311
有 形 固 定 資 産	5,366	固 定 負 債	1,573
建物	2,253	長期借入金	550
機械装置及び運搬具	9	退職給付引当金	325
工具、器具及び備品	79	役員退職慰労引当金	334
土地	3,020	保証工事引当金	318
建設仮勘定	3	その他	45
無 形 固 定 資 産	65	負 債 合 計	11,781
商標権	1	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	61	株 主 資 本	27,639
電話加入権	2	資本金	1,429
投 資 そ の 他 の 資 産	1,159	資本剰余金	1,937
投資有価証券	570	利益剰余金	24,840
関係会社株式	5	自己株式	△567
出資金	4	その他の包括利益累計額	50
関係会社出資金	102	その他有価証券評価差額金	50
繰延税金資産	360	純 資 産 合 計	27,689
その他	116	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,471
資 産 合 計	39,471		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	87,388
売 上 原 価	74,173
売 上 総 利 益	13,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,878
営 業 利 益	7,336
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	6
安 全 協 力 会 収 受 金	84
雑 収 入	25
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	228
雑 損 失	4
経 常 利 益	7,226
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,220
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,870
法 人 税 等 調 整 額	△223
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	4,573
当 期 純 利 益	4,573

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年6月1日残高	1,429	1,937	21,193	△567	23,992
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△927		△927
当 期 純 利 益			4,573		4,573
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,646	-	3,646
平成25年5月31日残高	1,429	1,937	24,840	△567	27,639

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計	
	そ の 評 価	他 有 差 額	証 金 額		そ の 他 の 包 括 利 益 計 額
平成24年6月1日残高			△7	△7	23,985
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△927
当 期 純 利 益					4,573
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)			57	57	57
当連結会計年度中の変動額合計			57	57	3,703
平成25年5月31日残高			50	50	27,689

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ソリド・ワン

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 ティーア라운드株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・会社等の名称 ティーア라운드株式会社
住宅新興事業協同組合
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 11～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～20年

[会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更]

（減価償却方法の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ. 保証工事引当金

保証工事に係る費用に備えるため、過去の実績を基礎として算出した見積額を対象物件の販売時に計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	56百万円
仕掛販売用不動産	851百万円
建物	1,123百万円
土地	1,670百万円
計	3,702百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	507百万円
1年内返済予定の長期借入金	195百万円
長期借入金	550百万円
計	1,252百万円

上記以外に土地1,169百万円及び建物586百万円については、銀行取引に係る根抵当権（極度額4,550百万円）が設定されております。

(2) 当社では土地仕入資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	23,200百万円
借入実行残高	814百万円
差引	22,386百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

786百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	240,400株	一株	一株	240,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,508株	一株	一株	8,508株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月24日 定時株主総会	普通株式	579	2,500	平成24年5月31日	平成24年8月27日
平成25年1月10日 取締役会	普通株式	347	1,500	平成24年11月30日	平成25年2月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年8月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	695	3,000	平成25年5月31日	平成25年8月26日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、その必要性の有無によるものの、投機的な取引は行わない方針です。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である営業未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。
短期借入金は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
- ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,999百万円	8,999百万円	－百万円
(2) 投資有価証券 その他有価証券	475	475	－
資 産 計	9,475	9,475	－
(1) 営業未払金	5,613	5,613	－
(2) 短期借入金	1,068	1,068	－
(3) 未払法人税等	2,019	2,019	－
負 債 計	8,700	8,700	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券(非上場株式)	94百万円
関係会社株式	5百万円
出資金	4百万円
関係会社出資金	102百万円
合計	205百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「(2)投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,999	—	—	—
投資有価証券 その他有価 証券のうち 満期がある もの				
信託社債	—	—	—	272
合計	8,999	—	—	272

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 119,405円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19,723円20銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

1. 自己株式の消却

当社は、平成25年6月11日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり会社法第178条の規定による自己株式の消却を実施いたしました。

記

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 8,508株（償却前の発行済株式総数の3.54%） |
| (3) 消却日 | 平成25年6月14日 |

（ご参考） 消却後の発行済株式総数は、231,892株となっております。

当該自己株式の消却は、平成24年12月25日付「経営統合に関する基本合意書の締結について」にて公表しました基本合意に基づき、経営統合に向けた協議を進めているなかで、経営統合の当事者である6社間で合意したものです。

2. 統合契約締結及び株式移転計画書作成

平成24年12月25日、当社、一建設株式会社(所在地：東京都練馬区、社長：堀口 忠美、以下「一建設」)、株式会社飯田産業(所在地：東京都武蔵野市、社長：兼井 雅史、以下「飯田産業」)、株式会社東栄住宅(所在地：東京都西東京市、社長：西野 弘、以下「東栄住宅」)、株式会社アーネストワン(所在地：東京都西東京市、社長：西河 洋一、以下「アーネストワン」)及びアイディホーム株式会社(所在地：東京都西東京市、社長：久林 欣也、以下「アイディホーム」)の6社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについての基本合意に達し、同日合意書を締結の上、6社で統合に向けての協議を進めてまいりました。

平成25年6月27日、6社はそれぞれの取締役会の決議に基づき、主要事項について合意し、統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成致しました。

なお、本件につきましては、平成25年8月23日開催予定の当社第30期定時株主総会において承認を受ける予定です。

(1) 本株式移転による経営統合の目的等

① 本経営統合の背景

6社はこれまで、「高品質な住宅をより低価格で提供する」という共通する理念に基づいて、お客様に新築一戸建住宅を中心に提供してまいりました。しかしながら、将来的な人口・世帯数の減少による中長期的な住宅市場の縮小、他業界からの戸建分譲市場への新規参入等により競争が激化する事業環境下において、これまで以上にお客様の期待に応え満足して頂く商品・サービスを提供し続けるには、個々の会社ごとの経営努力だけでは限界があり、各社の経営資源・ノウハウを結集させ、新築住宅の分譲事業だけでなく、新しい顧客価値の創造、更には海外市場への展開を行い、新たな収益源を確保することが不可欠であると認識しております。

このような背景から、環境変化を事業機会として取り込むためには、将来的に総合不動産住宅メーカーとしてグローバル市場に展開していくという共通のビジョンを持つ6社が経営統合し、強固な経営基盤を構築することが不可欠であると判断しました。

また、持株会社の傘下で統一的な基本戦略を取りながらも、これまで築き上げてきた各社の独自のノウハウを活かし、互いの自主性を尊重した経営を行っていくことで最大のシナジー効果を得られると判断し、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立することと致しました。

② 本経営統合の目的

本経営統合により、これまで以上により多くの人々が幸せに暮らせる住環境を創造し、豊かな社会作りに貢献してまいります。すなわち、雇用不安が拡大し、個人所得が伸び悩む厳しい経済環境下においても、我々がコスト努力を率先して進めることにより、不動産業界全体のコスト低減をリードし、ひいてはお客様が良質な住宅を求めやすい価格で手に入れることができるような環境を実現することを目的としております。

(2) 本株式移転の要旨

株主総会における株主の承認と関係当局による承認等を前提に、下記の内容に沿って経営統合の実現を目指します。

① 本株式移転の日程

経営統合に関する基本合意書締結	平成24年12月25日
統合契約書締結・株式移転計画書作成、 6社取締役会決議	平成25年6月27日
統合承認時株主総会(飯田産業)	平成25年7月30日(予定)
統合承認臨時株主総会(アイディホーム)	平成25年8月8日(予定)
統合承認時株主総会(当社)	平成25年8月23日(予定)
統合承認臨時株主総会(一建設、東栄住宅、 アーネストワン)	平成25年8月30日(予定)
6社の株式の上場廃止日	平成25年10月29日(予定)
統合予定日(共同持株会社設立登記日)	平成25年11月1日(予定)
共同持株会社株式新規上場日	平成25年11月1日(予定)

上記は現時点での予定であり、経営統合の承認手続きの進行その他の事由により、必要な場合には、6社で協議し合意の上で変更することがあります。

② 本株式移転の方法

当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームを完全子会社、持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

③ 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	当社	一建設	飯田産業	東栄住宅	アーネストワン	アイディホーム
株式移転比率	108	3.14	1.00	1.16	1.16	2.62

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

1. 当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式108株を割当て交付致します。
2. 一建設の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.14株を割当て交付致します。
3. 飯田産業の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付致します。
4. 東栄住宅の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付致します。
5. アーネストワンの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付致します。
6. アイディホームの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.62株を割当て交付致します。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、6社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株とします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：294,151,996株

上記は、平成25年6月11日に各社が公表した自己株式の消却実施直後の発行済株式総数、当社231,892株、一建設28,562,130株、飯田産業59,479,534株、東栄住宅26,958,535株、アーネストワン65,687,321株及びアイディホーム4,761,010株に基づいて算出しておりますので、変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける6社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

④ 持株会社設立前の基準日に基づく6社の配当

当社は、平成25年10月31日を基準日とする配当を1株当たり1,875円を限度として行うことを予定しております。

一建設は、中間決算期末(平成25年7月31日)を基準日とする1株当たり60円の間配当を行うことを予定しております。また、平成25年10月31日を基準日とする配当を1株当たり30円を限度として行うことを予定しております。

飯田産業は、中間決算期末(平成25年10月31日)を基準日とする1株当たり16円の間配当を行うことを予定しております。

東栄住宅は、中間決算期末(平成25年7月31日)を基準日とする1株当たり20円の間配当を行うことを予定しております。また、平成25年10月31日を基準日とする配当を1株当たり10円を限度として行うことを予定しております。

アーネストワンは、中間決算期末(平成25年9月30日)を基準日とする1株当たり22円の間配当を行うことを予定しております。また、平成25年10月31日を基準日とする配当を1株当たり4円を限度として行うことを予定しております。

アイディホームは、中間決算期末(平成25年6月30日)を基準日とする1株当たり66円の間配当を行うことを予定しております。また、平成25年10月31日を基準日とする配当を1株当たり44円を限度として行うことを予定しております。

なお、平成25年10月31日を基準日とする配当は、共同持株会社の成立日の前日時点の株主の皆様に対して、各社の10月31日より前の直近の配当基準日から10月31日までのご支援に応えるために行うものです。

3. 本株式移転により新たに設立する会社の概要

(1)	商号	飯田グループホールディングス株式会社 (英文表示 : Iida Group Holdings Co., Ltd.)
(2)	事業内容	戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事業及びこれらに関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理ならびにこれらに附帯する業務
(3)	本店所在地	東京都西東京市北原町三丁目2番22号
(4)	代表者及び 役員の 就任予定	代表取締役会長 飯田 一男 (現 一建設代表取締役会長)
		代表取締役副会長 森 和彦 (現 飯田産業 代表取締役会長)
		代表取締役社長 西河 洋一 (現 アーネストワン 代表取締役社長)
		取締役副会長 佐々野 俊彦 (現 東栄住宅相談役)
		取締役相談役 山本 重穂 (現 タクトホーム 代表取締役社長)
		取締役 久林 欣也 (現 アイディホーム 代表取締役社長)
		取締役 堀口 忠美 (現 一建設代表取締役社長)
		取締役 兼井 雅史 (現 飯田産業 代表取締役社長)
		取締役 西野 弘 (現 東栄住宅代表取締役社長 兼社長執行役員)
		取締役 松林 重行 (現 アーネストワン 常務取締役)
		執行役員 中辻 満壽雄 (現 タクトホーム 取締役副社長)
執行役員 青柳 秀樹 (現 一建設常務取締役 管理本部長)		
執行役員 佐藤 和広 (現 アーネストワン 専務取締役)		

(4)	代表者及び 役員の 就任予定	監査役	石丸 郁子	(現 飯田産業常勤監査役)
		監査役	宮尾 建夫	(現 アーネストワン 常勤監査役)
		監査役(社外)	佐々木 延行	(現 株式会社キャム 非常勤監査役)
		監査役(社外)	林 千春	(現 一建設監査役)
(5)	資本金	100億円		
(6)	資本準備金	25億円		
(7)	純資産 (連結)	未定		
(8)	総資産 (連結)	未定		
(9)	決算期	3月31日		
(10)	上場証券 取引所	東京証券取引所		
(11)	会計監査人	新日本有限責任監査法人		
(12)	株主名簿 管理人	みずほ信託銀行株式会社		

貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,803	流 動 負 債	10,209
現金及び預金	8,952	営業未払金	5,652
販売用不動産	4,719	短期借入金	1,068
仕掛販売用不動産	16,787	1年内返済予定の長期借入金	195
未成工事支出金	1,553	未払金	250
前 渡 金	376	未払費用	168
前 払 費 用	22	未払法人税等	2,017
繰延税金資産	290	前受金	190
そ の 他	100	預り金	90
固 定 資 産	6,605	賞与引当金	333
有形固定資産	5,342	役員賞与引当金	25
建物	2,864	その他の	217
工具器具備品	217	固 定 負 債	1,552
土地	3,020	長期借入金	550
建設仮勘定	3	退職給付引当金	325
減価償却累計額	△762	役員退職慰労引当金	317
無形固定資産	63	保証工事引当金	318
商標権	1	そ の 他	41
ソフトウェア	59	負 債 合 計	11,761
電話加入権	2	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,199	株 主 資 本	
投資有価証券	570	資 本 金	1,429
関係会社株式	55	資 本 剰 余 金	
関係会社出資金	102	資 本 準 備 金	1,493
長期前払費用	5	その他資本剰余金	444
繰延税金資産	354	資本剰余金合計	1,937
そ の 他	112	利 益 剰 余 金	
資 産 合 計	39,408	利 益 準 備 金	41
		その他利益剰余金	24,756
		繰越利益剰余金	24,756
		利益剰余金合計	24,797
		自 己 株 式	△567
		株 主 資 本 合 計	27,596
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	50
		評価・換算差額等合計	50
		純 資 産 合 計	27,646
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,408

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年 6月1日から
平成25年 5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
不 動 産 販 売 高	86,394	
請 負 工 事 収 入	502	
賃 貸 収 入	0	
そ の 他 の 不 動 産 収 入	329	87,227
売 上 原 価		
不 動 産 販 売 原 価	73,741	
請 負 工 事 原 価	422	
賃 貸 原 価	0	74,163
売 上 総 利 益		13,063
販売費及び一般管理費		5,781
営 業 利 益		7,282
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	6	
安 全 協 力 会 収 受 金	84	
雑 収 入	25	123
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	228	
雑 損 失	3	231
経 常 利 益		7,173
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		7,167
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,852	
法 人 税 等 調 整 額	△232	2,620
当 期 純 利 益		4,546

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計			
平成24年6月1日高	1,429	1,493	444	1,937	41	21,137	21,178	△567	23,977	
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△579	△579		△579	
当期純利益						4,546	4,546		4,546	
剰余金の配当 (中間配当額)						△347	△347		△347	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)										
当事業年度中の変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	3,618	3,618	-	3,618	
平成25年5月31日高	1,429	1,493	444	1,937	41	24,756	24,797	△567	27,596	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年6月1日高	△7	△7	23,970
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△579
当期純利益			4,546
剰余金の配当 (中間配当額)			△347
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	57	57	57
当事業年度中の変 動 額 合 計	57	57	3,676
平成25年5月31日高	50	50	27,646

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

タクトホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タクトホーム株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タクトホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、タクトホーム株式会社は、平成25年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、同日、一建設株式会社、株式会社飯田産業、株式会社東栄住宅、株式会社アーネストワン及びアイディホーム株式会社と共同持株会社設立による経営統合に関する契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

タクトホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タクトホーム株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、タクトホーム株式会社は、平成25年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、同日、一建設株式会社、株式会社飯田産業、株式会社東栄住宅、株式会社アーネストワン及びアイディホーム株式会社と共同持株会社設立による経営統合に関する契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 7月26日

タクトホーム株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 土 谷 茂 ㊟
社 外 監 査 役 栗 本 牧 哉 ㊟
社 外 監 査 役 小 山 鉄 也 ㊟

以 上